

運送事業者間の取引における下請法違反被疑事件の集中調査の結果について

令和7年12月23日
公正取引委員会
中小企業庁

1 集中調査の実施等について

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）に違反する疑いのある行為を行っている事業者に対して、連携して調査を行い、違反が認められた場合には、勧告、公正取引委員会に対する措置請求、指導等の措置を迅速かつ厳正に行っている。

今般、公正取引委員会及び中小企業庁は、下請法の執行を通じた取引の適正化の取組を更に効果的なものとするため、特定の業種・業界における下請法違反被疑行為について集中的に調査を行い、下請法に違反する又は違反するおそれのある行為が認められた事業者に対して、迅速に指導等を行う新たな取組を実施した。

この取組の一つとして、公正取引委員会及び中小企業庁は、令和7年4月以降、運送事業者間の取引において行われている下請代金（以下「代金」という。）等に係る下請法違反被疑行為について集中的に調査を行い、運送事業者に対して、2件の勧告（令和7年12月4日及び同年12月12日にそれぞれ措置済み）及び530件の指導を行った。勧告及び指導事例の概要は別紙1のとおりである。

また、中小企業庁では全国に下請Gメンを配置して中小企業に対しヒアリングを行っており、運送事業者間の取引に関して、中小企業である運送事業者からのヒアリングで聴取した主な意見は別紙2のとおりである。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室

電話 03-3581-3374（直通）〔本文及び別紙1について〕

中小企業庁事業環境部取引課

電話 03-3501-1732（直通）〔別紙2について〕

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

<https://www.chusho.meti.go.jp/>

2 主な違反行為の傾向

(1) 書面の不交付・記載不備について

運送事業者が、下請事業者（以下「受託側の運送事業者」という。）に対して運送業務を委託する場合には、取引条件を記載した発注書面等を交付する義務があるが、発注書面等を交付していなかった書面の不交付の事例が複数あった。

また、発注書面等を交付していた場合でも、荷待ち、積込み・取卸し等の運送業務以外の役務を委託しているにもかかわらず、発注時に当該役務を「提供される役務の内容」として記載していなかった記載不備の事例が複数あった。

本集中調査で確認した限りでは、運送事業者が取引条件を記載した発注書面等を交付する際に、運送業務以外の役務を運送業務と区別して記載していない事例が多く、その要因としては、「荷待ち、積込み・取卸し等の役務も運送業務の一部である」という商慣習が根強く残っていることが考えられる。

(2) 買いたたきについて

昨今の労務費やエネルギーコスト等の上昇により、運送に係るコストが上昇しているにもかかわらず、運送事業者が、受託側の運送事業者と協議を行うことなく代金を据え置いていた事例や、受託側の運送事業者が代金の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を発注書面等で受託側の運送事業者に回答することなく、代金を据え置いていた事例が複数あった。

また、運送事業者が、運送業務以外の役務を運送業務と一体であるとみなして、「運送業務及びその他附帯する業務」といったように委託内容を記載した上で、運送業務以外の役務について受託側の運送事業者と十分な協議を行わず一方的に代金を決定し、本来支払うべき運送業務以外の役務に係る代金を支払っていなかった事例もあった。

代金を決定する際に代金が据え置かれていた事例が多かった要因としては、受託側の運送事業者から協議を求めにくいことや、協議が行われた場合でも意見が言いにくいことが考えられる。

(3) 不当な経済上の利益の提供要請について

運送事業者が発注時に委託内容として発注書面等に記載していないにもかかわらず、受託側の運送事業者に対して、無償で、荷待ち、積込み・取卸し等の運送業務以外の役務を行わせていた事例が複数あったほか、有料

道路の利用が必要な遠距離運送業務において、有料道路の利用料金を受託側の運送事業者に負担させていた事例もあった。

運送事業者が無償で運送業務以外の役務を行わせていた要因としては、受託側の運送事業者に支払う運送業務の対価に運送業務以外の役務の対価も含まれているとして、無償で行わせることが商慣習化していることがうかがえた。また、発荷主から運送業務以外の役務に係る対価が支払われていないことが、受託側の運送事業者に無償で当該役務を行わせている要因であることを挙げる運送事業者も多数みられた。

3 違反行為に対する改善のための取組

（1）書面の不交付・記載不備について

運送事業者に対し、取引条件を記載した発注書面等に運送業務以外の役務の委託内容を全く記載していなかった場合、荷待ち、積込み・取卸し等の運送業務以外の役務が生じる時には具体的に明記するよう指導し、また、発注書面等に「その他一切の附帯業務」といった記載をしていた運送事業者に対しては、役務の内容について運送業務以外の役務を明確にするよう指導を行った。

（2）買いたたきについて

運送事業者から一方的に代金の決定が行われていた場合や、代金の額の決定に当たり十分な協議が行われていなかった場合には、運送事業者に対し、受託側の運送事業者との価格協議を行う場を設けるようにすること、また、その際には昨今の労務費等のコスト上昇を考慮し、十分な協議を行った上で代金の額を定めるよう指導を行った。

令和8年1月1日から施行される「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（下請法の改正法（令和7年法律第41号）による改正後の法律。以下「取適法」という。）では、委託事業者の禁止行為として「協議に応じない一方的な代金決定」が追加されるため、委託事業者は中小受託事業者からの価格協議に応じない場合は取適法上問題となり得ることにも留意する必要がある。

（3）不当な経済上の利益の提供要請について

運送事業者に対し、運送業務以外の役務の内容を運送業務とは区別して定め、当該役務に係る対価について十分な協議を行い、適正な対価を定めて支払うよう指導を行った。

本集中調査においては、運送業務以外の役務に関する記載不備が複数み

られたが、発注時に運送業務以外の役務について運送業務と区別して委託内容を記載することで、買いたたきや不当な経済上の利益の提供要請の未然防止にもつながるため、運送事業者においては、取引条件を記載した発注書面等を交付する義務を遵守し、適切に交付することが重要である。

また、取適法では、適用対象となる取引に特定運送委託が追加され、発荷主から直接運送事業者に委託する運送も同法の適用対象となるため、発荷主及び運送事業者の双方において法令遵守の徹底に取り組む必要があると考えられる。

4 今後の対応

運送事業者間の取引における下請法違反被疑行為について集中的に調査を行った本集中調査の過程においては、貨物自動車運送事業法（以下「トラック法」という。）上も問題となり得ると考えられる事例も散見された。

運送事業者間の取引においては、取適法、トラック法等の関係法令の遵守を徹底し、物流業界全体で事業者間の対等な価格交渉の確保への機運を醸成しながら、取引適正化を進めていくことが求められる。

公正取引委員会及び中小企業庁は、今回の調査・指導の結果を踏まえ、事業所管省庁と更なる連携を図りながら、引き続き、運送事業者間の取引の適正化に向けて、違反する又は違反するおそれのある行為については、取適法に基づき迅速かつ厳正に対応していくこととする。

また、その一環として、公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省は、物流業界の取引適正化を阻害する行為に対して取適法・トラック法を活用してシームレスに対応するために、3省庁で執行情報の共有を行う連絡会議を定期的に開催し、一層の執行連携に取り組んでいくこととする。

以上

別紙 1

勧告及び指導事例の概要

1 勧告事例の概要

事業者名	行為の概要	関係法条 措置日
南日本運輸倉庫株式会社	<p>南日本運輸倉庫株式会社は、自社が荷主から請け負う食品の運送の全部又は一部を他の運送事業者に委託しているところ、令和6年6月から令和7年9月までの間、次のア及びイの行為により、代金の額を減じていた。</p> <p>ア 「元請管理手数料」等の額を代金の額から差し引き又は支払わせていた。</p> <p>イ 前記アの額を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払わせた際に、振込手数料の額を支払わせていた。</p> <p>減額金額は、受託側の運送事業者6名に対し、総額1896万4276円である。</p>	第4条第1項第3号 (減額) (令和7年12月4日)
センコー株式会社	<p>センコー株式会社は、荷主から請け負う貨物の運送を他の運送事業者に委託しているところ、</p> <p>ア 令和4年12月から令和7年11月までの間、受託側の運送事業者17名に対し、自社が管理する施設内において、自己のために無償で荷積み及び荷卸し並びにその他運送に附帯する業務を行わせることにより、受託側の運送事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>イ 令和4年12月から令和6年3月までの間、自社が貨物の荷積み又は荷卸しの準備を終えていなかったなど自社の都合により、受託側の運送事業者19名に対し、自社が管理する施設内において、自己のために無償で貨物の受渡しのための待機を長時間行わせることにより、受託</p>	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請) (令和7年12月12日)

	側の運送事業者の利益を不当に害していた。	
--	----------------------	--

2 指導事例の概要

以下の指導事例については、関係法条に違反する行為として指導したもののか、違反するおそれのある行為として指導したものも含まれる。

行為の概要	関係法条
運送業を営むA社は、自ら請け負った食品の運送業務を他の運送事業者に委託する際、発注書面等を交付していなかった。	第3条 (書面不交付)
運送業を営むB社は、自ら請け負った食品の運送業務を他の運送事業者に委託する際、一部の受託側の運送事業者に対し、時間がないことを理由に電話により発注を行い、発注書面等を交付していなかった。	第3条 (書面不交付)
運送業を営むC社は、自ら請け負った食品等の運送業務を他の運送事業者に委託する際、委託内容に運送業務に加えて運送先における貨物の開封作業や仕分作業等の役務も含まれていたにもかかわらず、発注書面等にこれらの役務の内容を記載していなかった。	第3条 (記載不備)
運送業を営むD社は、自ら請け負った精密機器等の運送業務を他の運送事業者に委託する際、受託側の運送事業者に荷待ち、積込み・取卸しをさせていたにもかかわらず、運送業務以外の役務の内容は基本契約書等に記載するのみで、個々の発注書面等には記載していなかった。	第3条 (記載不備)
運送業を営むE社は、自ら請け負った化学品等の運送業務を他の運送事業者に委託する際、運送業務に加えて積込み・取卸しの役務も委託していたにもかかわらず、運送業務と積込み・取卸しは一体のものであると考え、発注書面等に提供される役務の内容に積込み・取卸しが含まれる旨を記載していなかった。	第3条 (記載不備)
運送業を営むF社は、自ら請け負った食品の運送業務を他の運送事業者に委託する際、運送業務以外に、自社での製造業務の補助、待機、仕分作業の役務が含まれていたにもかかわらず、「運送業務及びその他附帯する業務」といったように委託内容を記載し、当該附	第4条第1項第5号 (買いたたき)

<p>帯する業務の対価は運送業務の対価に含まれているとして、当該附帯する業務の対価について受託側の運送事業者との間で十分に協議を行うことなく一方的に価格を決定し、本来支払うべき代金より低い代金の額を定めていた。</p>	
<p>運送業を営むG社は、自ら請け負った貨物の運送業務を他の運送事業者に委託する際、昨今の労務費、エネルギーコスト等の上昇により、受託側の運送事業者の運送に係るコストが著しく上昇しているにもかかわらず、定期的に委託している一部の運送事業者のみ代金の額を引き上げたが、大半の受託側の運送事業者との間では協議を行うことなく、価格を据え置いていた。</p>	<p>第4条第1項第5号 (買いたたき)</p>
<p>運送業を営むH社は、自ら請け負った運送業務を他の運送事業者に委託する際、受託側の運送事業者から要請があった場合には受託側の運送事業者と協議を行い、代金の額を引き上げていたが、受託側の運送事業者から要請がない場合には価格を据え置き、自ら価格協議の場を設けることもしていなかった。また、価格協議の結果、価格が据置きとなった場合に、その理由を書面等の記録に残る形で回答していなかった。</p>	<p>第4条第1項第5号 (買いたたき)</p>
<p>運送業を営むI社は、自ら請け負った運送業務を他の運送事業者に委託する際、フォークリフトを使って積込み・取卸しを行わせることがあるものの、その対価は運送業務の対価に含まれているという認識の下、受託側の運送事業者に積込み・取卸しを無償で行わせていた。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>
<p>運送業を営むJ社は、自ら請け負った海運貨物の運送業務を他の運送事業者に委託する際、荷待ちが常態化しており、荷待料を求めたら顧客との関係性が築けず商売にならないこと、顧客から荷待ちの対価が支払われていないこと等を理由に、受託側の運送事業者に荷待ちを無償で行わせていた。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>
<p>運送業を営むK社は、自ら請け負った海運貨物の運送業務を他の運送事業者に委託する際、荷待ちは天候が要因であること、荷主等から荷待ちの対価を支払っ</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>

<p>てもらえないことを理由として、受託側の運送事業者に荷待ちを無償で行わせていた。</p>	
<p>運送業を営むL社は、自ら請け負った食品・飲料の運送業務を他の運送事業者に委託する際、積込み・取卸しの対価は、昔からの慣行で運送業務の対価に含まれていると考えていることや、積込み・取卸しの対価を自社が荷主に請求したらその後に荷主から注文をもらえない懸念があることを挙げ、受託側の運送事業者に積込み・取卸しを無償で行わせていた。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>
<p>運送業を営むM社は、自ら請け負った食品の運送業務を他の運送事業者に委託する際、発地から自社倉庫を経由して着地まで運送させていたにもかかわらず、発地から着地まで直行して運送した場合の対価のみを支払い、受託側の運送事業者に自社倉庫を経由する分の運送業務を無償で行わせていた。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>
<p>運送業を営むN社は、自ら請け負った紙製品の運送業務を他の運送事業者に委託する際、有料道路の利用が必要な一部の遠距離運送業務について、受託側の運送事業者が利用した有料道路の利用料金を受託側の運送事業者に負担させていた。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>

別紙2

中小企業庁下請Gメンヒアリングの主な聴取内容

以下の聴取内容については、あくまで一方の取引当事者（受託側の運送事業者）からのヒアリング内容をまとめたものであり、調査を行って違反する又は違反するおそれのある行為を認定したものではない。

聴取内容	関係法条
発注書面等で合意することなく、振込手数料分を代金の額から差し引いて支払われた。	第4条第1項第3号 (減額)
代金の協議を申し入れたが、その後、1年間にわたって、担当者が一切口を開いてくれなかつた。その後、委託側の運送事業者の担当者が替わり代金の改定を申し入れたが、未だ回答はない。	第4条第1項第5号 (買いたたき)
人件費等が急騰したことを理由に代金の引上げを申し入れたが、委託側の運送事業者の担当者から「不満があるならやめてもらっても構わない」との返答があり、話合いに応じてくれなかつた。それ以来、失注を恐れて、価格協議を申し入れることができていない。	第4条第1項第5号 (買いたたき)
コロナ禍で積荷が減少したため、運賃について最低保証額を設定してほしいと申し入れたが、全く聞く耳を持ってくれなかつた。	第4条第1項第5号 (買いたたき)
配送センターにおいて、荷崩れ防止のラップを巻く作業を求められるが、この作業の対価は支払われていない。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)
配送センターにおいて、運送する対象物の仕分作業を求められるが、この作業の対価は支払われていない。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)
配送センターにおいて、荷物の積込み作業を求められる。荷物の特性上、積込み作業に1時間～2時間半程度の時間を要するが、この作業の対価は支払われていない。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)
契約書では、積荷の仕分作業は委託側の運送事業者が行うと規定されているにもかかわらず、一部の配送センターでは、受託側の運送事業者が積荷の仕分作業を行うことが常態化している。積荷の仕分作業には1時間程度かかるが、この作業の対価は支払われていない。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)

<p>契約書には「指定する場所まで納品」と記載されており、積荷の仕分作業及び棚入れといった作業についての記載はない。それにもかかわらず、納品先において積荷の仕分作業及び棚入れ作業を行うことを求められるが、この作業の対価は支払われていない。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>
<p>配送センターにおいて、フォークリフトによる積込み作業を求められるが、この作業の対価は支払われていない。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>
<p>配送センターにおいて、バラバラに置いてある荷物を集めてパレットに載せる作業、フォークリフトで荷物をトラックに積み込む作業を求められるが、これらの作業の対価は支払われていない。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>
<p>運送の際に利用した高速道路利用料金の実費が支払われず、割引料金でしか支払われていない。そのため、高速道路利用料金の実費と割引料金の差額を負担させられている。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>
<p>配送センターにおいて、積込みに際し4時間、取卸しに際し1時間～2時間それぞれ待機させられているが、この待機時間の対価は支払われていない。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>
<p>契約外の作業として、着地における館内配布作業と空ケースの回収作業を行うよう求められる。また、繁忙期は、委託側の運送事業者の配送センターにおける仕分作業に時間がかかり、1時間程度の待機時間が発生することがある。しかしながら、これらについての対価は支払われていない。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>
<p>荷物の破損が発生した時に原因調査を行うことなく、一方的に破損責任を押し付けられ、破損した荷物の買取りを要求される。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>